

熱海市インターンシップ実施要領

平成29年 4月 1日 制定
令和 4年 4月 1日 改正
令和 7年 4月 1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、熱海市（以下単に「市」という。）が実施する就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）に在学する学生で市長が認めた者。
- (2) 自力による通勤ができ、かつ、介助者なしで研修することが可能な者。

(受入期間及び研修期間)

第3条 1回の受入期間は、5日を超えない範囲で、市長が定める期間とする。

- 2 研修時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(実施計画)

第4条 市長は、毎年度、インターンシップの受入れが可能な部署、研修内容、人数等を作成するものとする。

(受入手続)

第5条 インターンシップを希望する大学等は、別に定める日までに熱海市インターンシップ申込書（様式第1号）又は電子申請により、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、受入れの可否を決定し、熱海市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）を大学等に通知するものとする。
- 3 市長は、研修生の受入れを決定したときは、大学等と受入れの内容等を定めた熱海市インターンシップに関する覚書（様式第3号）を締結するものとする。

(研修生の身分等)

第6条 研修生は、市職員としての身分を付与されない。

- 2 インターンシップに係る報酬等は、これを支給しない。

(服務)

第7条 研修生は、研修に専念し、法令を遵守するとともに、職員の指揮、監督に従わなければならない。

2 研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 研修生は、インターンシップで知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4 研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席するときは、研修開始時間前に受入部署に連絡しなければならない。

5 研修生は、前各項の規定を遵守するため、事前に誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

（研修費用）

第8条 研修に対する費用は、これを徴収しない。

（事故責任等）

第9条 大学等又は研修生は、研修中等の事故に備えて、事前に傷害保険及び損害賠償保険（以下単に「保険」という。）に加入し、研修中等の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等又は研修生は、前項の規定により保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを別に定める日までに市長に提出するものとする。

3 研修生が、故意、過失を問わず市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び研修生は、連帯して責任を負わなければならない。

（研修の中止）

第10条 市長は、研修生が規定等に違反したとき及び市の業務に支障をきたすと認めたときは、直ちに研修を中止することができる。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

熱海市インターンシップ申込書

【学生記入欄】

フリガナ氏 性別 男 ・ 女

生 年 月 日 年 月 日生

学 校 名

住 所

研修中の所在

連 絡 先

研修希望部署

研 修 希 望 日

希 望 動 機 等

【大学等記入欄】

代表者職氏名

担 当 部 署

担当者氏名

所 在 地

連 絡 先

令和 年 月 日

様

熱海市長

熱海市インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 学生氏名

2 受入の可否 可・否

否の場合、その理由

3 事務手続

年 月 日までに下記の書類を秘書広報課人事研修室まで提出してください。

- ① 覚 書（市と大学等） 2部
- ② 誓約書（市と本人） 1部
- ③ 保険の加入を証する書類の写し 1部

様式第3号（第5条関係）

熱海市インターンシップに関する覚書

熱海市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、甲におけるインターンシップに関し、次のとおり覚書を締結する。

（研修生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、下記に定める学生（以下「研修生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（研修期間等）

第2条 各研修生の受入部署及び研修期間は下記のとおりとする。

（研修生の身分及び処遇）

第3条 甲は、研修生に甲の職員としての身分を与えないものとし、報酬等は支給しない。

（法令等の遵守）

第4条 乙は、研修生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- （1）研修にあたっては、法令に従い、かつ、甲の職員の指揮及び監督に従うこと。
- （2）研修中に知りえた情報を、研修期間のみならず、終了後も第三者に漏らさないこと。
- （3）研修にあたっては、甲の信用を傷つけ、又は不名誉になるような行為をしないこと。

（研修費用）

第5条 甲は、乙に対し、研修に係る費用を請求しない。

（自己責任等）

第6条 乙及び研修生は、研修中等の事故に備えて保険に加入し、研修中等の事故については、自らの責任において対応するものとする。

2 研修生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び研修生は、連帯して責任を負うものとする。

（研修の中止）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき理由により、この研修を中止しようとするときは、研修を中止しようとする日の5日前までに、乙に対し、当該研修の中止を申し入れるものとする。

2 甲は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに研修を中止することができる。

- （1）第4条の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由なく研修に参加しないとき。

3 前項の規定により研修を中止し、乙又は研修生に損害が生じても甲は一切その責めを負わない。

(定めの無い事項の処理)

第8条 この覚書に定めの無い事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、甲が決定する。

この覚書の締結をするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熱海市中心中央町1番1号
熱海市長 印

乙 住所
名称及び代表者 印

記

インターンシップ研修生一覧

研修生氏名	学部学科名	受入部署	研修期間

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

熱海市長 あて

私は、自らの将来の進路を考える上で、貴市におけるインターンシップに参加したく、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修に専念し、法令及び熱海市インターンシップ実施要領に従います。また、職員の指揮、監督に従います。
- 2 研修期間中は、貴市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はいたしません。
- 3 研修で知りえた情報を、研修期間のみならず、終了後も第三者に漏らしません。
- 4 市民に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。
- 5 体調不良等でやむを得ず研修を欠席するときは、研修開始時刻前に受入部署に連絡します。
- 6 研修中は、職場でのコミュニケーションを図り、仕事のやりがいや魅力を学びます。

令和 年 月 日

学校名 _____

氏 名 _____ 印